

第 27 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和 3 年 5 月 20 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001 学習室

開会時間 午後 3 時 1 分

出席委員

1 番委員	吉 井 美華子	2 番委員	野 口 達 也
3 番委員	関 口 博 昭	4 番委員	土 方 清 一
5 番委員	瀧 柳 正 明	6 番委員	鳩 山 隆 史
7 番委員	元 木 幹 夫	8 番委員	榎 本 弘 行
10 番委員	鈴 木 正 勝	11 番委員	森 田 晃 章
14 番委員	井 上 一 郎	15 番委員	熊 井 守
19 番委員	小 野 一 弘		

欠席委員

事 務 局

局長	元木勇治	次長	朝倉恵一
書記	佐野純子	書記	長谷部淳一

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第27回調布市農業委員会総会を開催いたします。

本日は13人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

それでは、以降の進行を元木会長、よろしく申し上げます。

○議長（元木会長）　皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

特定生産緑地の申請手続の受付が今月5月末までで申込み終了なので、まだ身近な近隣の方で受付が済まされていない方が、もしいらっしゃいましたら、今月末までに事務局に連絡をいただくようお願いいたします。

それと、4月25日から緊急事態宣言がまた発令されて、今回の総会、通常で言えば全員でやるところなのですが、A班、B班分けてありますので、今回はA班で総会を実施してまいります。

それで、議事録署名委員ですけれども、今2班に分けていますので、人によっては署名委員の順番がまた来たのかと思われる方がおられるかと思いますが、年間を通して事務局で平等になるように調整してまいりますので、その辺は御了承いただきたいと思っております。

引き続き、農業委員会は感染予防を継続しつつ総会を進めてまいりますので、皆さん、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして総会を進めてまいります。

最初に日程第1です。議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、1番議席の吉井委員、2番議席の野口委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第8号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、続きまして、報告第9号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局から説明します。事務局、よろしくお願いいたします。

す。

○長谷部書記 報告第7号を御覧ください。報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。

農地法第3条は、農地を農地として所有権の移転や地上権、永小作権等の権利を設定する場合には農業委員会の許可を受けることとなっておりますが、その権利の移転の理由が相続または法人の合併、分割の場合は農業委員会への届出とすることになっております。今回、相続による所有権の移転の届出がありましたので、報告します。

番号1を御覧ください。土地の所在は深大寺北町1丁目●番●外6筆、面積は合計で4,111平方メートルであり、権利を取得した者は●●●●氏であります。4月9日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、4月12日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は深大寺元町5丁目●番●外4筆、面積は合計で1,527.60平方メートルであり、権利を取得した者は●●●●氏であります。5月6日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月7日に受理通知書を交付しております。

番号3を御覧ください。土地の所在は深大寺元町5丁目●番●外3筆、面積は合計で801.30平方メートルであり、権利を取得した者は●●●●氏であります。5月6日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月7日に受理通知書を交付しております。

番号4を御覧ください。土地の所在は深大寺元町5丁目●番●外3筆、面積は948.10平方メートルであり、権利を取得した者は●●●●氏であります。5月6日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、5月7日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告第8号を御覧ください。報告第8号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書について」であります。農地法第4条の規定による転用届とは、土地の所有権の移転を行わずに、農地を農地以外の地目に転用するものであります。

番号1を御覧ください。土地の所在は布田6丁目●番●、面積は695平方メートルであり、申請人は●●●●氏であります。この土地は生産緑地ではありませんが、今般、自己転用で駐車場を建設するため、地目の変更をするものであります。小野副会長が現地確認を行い、現状が農地であることを確認しております。なお、4月19日に届出があり、申請書類

に不備がなかったため、同日受領し、4月27日に受理通知書を交付しております。

資料、報告第9号を御覧ください。報告第9号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。それでは、御説明いたします。土地の所在は深大寺北町1丁目●番●外1筆、面積は合計で1,630平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人はティーア라운드株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。瀧柳委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。なお、4月5日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、4月12日に受理通知書を交付しております。

これらの土地は、都立神代植物公園の北側にある土地であり、生産緑地でありましたが、相続による買取り申出を経て、行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

続いて、番号2を御覧ください。土地の所在は深大寺北町3丁目●番●、面積は1,428平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は株式会社飯田産業であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。瀧柳委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

これらの土地は、深大寺保育園の西側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。なお、4月26日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、4月30日に受理通知書を交付しております。

専決処分の報告についての説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明がございました。何か御質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

御質問、御意見もないようですので、報告について承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。本日4件ございます。

最初に、農地法第18条第6項の規定による通知について、令和3年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明について）、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について、以上4件を事務局より説明いたします。事務局、お願いいたします。

○朝倉事務局次長　それでは、報告事項について御説明いたします。

報告事項ア、農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。

農地の賃貸借につき、その農地の賃貸人と賃借人との間で賃貸借契約の合意解約がなされたことの通知であります。

番号1を御覧ください。土地の所在は富士見町2丁目●番●、面積は1,474平方メートルであります。この土地について賃貸人・●●●●氏と賃借人・●●●●氏の間で賃貸借の契約が結ばれておりましたが、令和3年3月31日に、両者の合意による賃貸借契約の解除がなされた旨の通知がありました。

報告事項アについては以上です。

資料、報告事項イを御覧ください。令和3年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和3年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3の届出が件数4件、面積7,388平方メートル、第18条及びその他のものでは、第18条第6項の規定による通知が件数1件、面積1,474平方メートルでありました。

下の表、令和3年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出は件数1件、面積695平方メートル、所有権の移転を伴う農地法第5条が件数2件、面積3,058平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和3年度目的別農地転用状況について御説明いたします。真ん中の表の令和3年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの内容でございます。前回の総会審議状況で前回から変更となった部分を御説明する前に訂正がございます。今、お手元の資料では、建売住宅・分譲1件、193平方メートルとなっておりますが、正しくは専用住宅1件、193平方メートルに転用しておりました。おわびして訂正いたします。申し訳ありませんでした。次回の総会より訂正したものをお送

りいたします。

前回の総会審議状況で、前回から変更となった部分につきましては、農地法第4条は上から4段目の駐車場に転用したものが件数1件、面積695平方メートルであります。

農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが件数6件、面積6,038平方メートルであります。

内訳の合計は表の右の合計欄、件数9件、面積7,229平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明について）であります。この証明は、相続税の納税猶予を受けている者が、3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は飛田給3丁目●番●外5筆、面積は合計で1,175平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。野口委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は布田3丁目●番●、面積は1,692平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。小野副会長が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は仙川町2丁目●番●外1筆、面積は合計で793,87平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。伊藤委員が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。土地の所在は西つつじヶ丘3丁目●番●外4筆、面積は合計で1,122平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。富澤委員が現地確認をしております。

番号5について御説明いたします。土地の所在は布田2丁目●番●外5筆、面積は合計で3,409.06平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。小野副会長が現地確認をしております。

番号6について御説明いたします。土地の所在は深大寺南町5丁目●番●外7筆、面積は合計で3,740.28平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。井上一郎委員が現地確認をしております。

番号7について御説明いたします。土地の所在は深大寺北町3丁目●番●外3筆、面積は合計で3,217平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。瀧柳委員が

現地確認をしております。

なお、番号1から番号7につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いします。資料、報告事項エを御覧ください。生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について御説明いたします。

この届出は、生産緑地に係る農地の主たる従事者である旨を証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は若葉町2丁目●番●外4筆、面積は1,713.92平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。元木会長が現地確認をしております。なお、申請書類に不備はなく、証明書の交付を行っております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 事務局から説明がございました。何か御質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

御質問、御意見もないようですので、報告の4件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。

○元木事務局長 それでは、その他報告及び連絡事項についてです。

まず1番の次回の総会です。次回の総会は6月17日木曜日、午後3時から調布市たづくり1001学習室で行います。役員会は同日の午後2時30分から同じ会場で行いますので、よろしくお願いいたします。

その他報告、連絡事項の(2)です。北多摩地区農業委員会監事会、理事会の開催についてということです。令和3年4月20日に、北多摩地区農業委員会の幹事会、理事会が清瀬市役所本庁4階第2委員会室にて開催されました。当日は、令和2年度事業報告及び収入支出決済の承認についてなどが協議されております。なお、緊急事態宣言の影響を受け、当面、主要事業の多くは書面決議になるとのことでした。

なお、会議には元木会長が出席され、事務局が随行しております。

次に、3番、その他として、お配りした日程のお知らせというところに記載してありますが、5月から調布市農業委員会事務局のフロアが3階から8階へ移動しておりますので、

よろしくお願ひいたします。

また、例年4月に実施しておりました研修についてでございます。今年度は新型コロナウイルスの影響により、6月に東京都農業会議・松澤部長を講師に招いて開催する準備を進めてきましたが、5月末まで緊急事態宣言が延長されるなど、見通しが立たないことから中止となりましたので、御理解のほどをよろしくお願ひいたします。

また、本日も「農業対策ニュース」などの配付物をお配りしておりますので、後に御覧ください。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長 事務局からの説明について何か御質問、御意見がございましたらお願ひいたします。

(「なし」との声あり)

それでは、御質問もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第22期第27回農業委員会総会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後3時26分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

令和 年 月 日

議長

署名委員

1 番委員

2 番委員